

社会福祉法人天授福祉会  
役員等及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人天授福祉会の定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員等及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び評議員には、報酬を支給しない。

(公 表)

第4条 本会は、この規程を持って、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月17日（評議員会議決日）から施行する。